



埼玉県報

第 2 4 1 1 号
平成 2 4 年 7 月 3 1 日
火 曜 日

目 次

告示

- [自衛官の募集に関する告示\(地域政策課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [平成24年度毒物劇物取扱者試験に関する告示\(保健医療政策課\)](#)
- [中条星宮土地改良区の清算人退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [新座都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会の委員の選挙期日等\(八潮新都市建設事務所\)](#)
- [一般国道254号の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [一般国道254号の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道野田岩槻線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道野田岩槻線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道松伏春日部関宿線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道松伏春日部関宿線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道西金野井春日部線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道西金野井春日部線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [WTOに基づく一般競争入札の中止の公告\(経営管理課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)
- [住民監査請求に係る監査結果の公表\(監査第一課\)](#)

告示

埼玉県告示第千六十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 募集種目

自衛官候補生（男子及び女子）

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間（採用予定月）

平成二十四年八月一日から九月七日まで

五 入隊時期

平成二十五年三月及び四月

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成二十四年九月十五日（土）（男子）

平成二十四年九月十六日（日）（男子）

平成二十四年九月十九日（水）（男子）

平成二十四年九月二十三日（日）（男子・女子）

平成二十四年九月二十四日（月）（男子・女子）

平成二十四年九月二十九日（土）（男子）

平成二十四年九月三十日（日）（男子）

ロ 試験場の位置及び名称

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八 八三一 六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS 1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八 六五一 二四二〇）

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部人間地域事務所

（電話〇四 二九二三 四六九一）

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八 四六六 四四三五）

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八 五二二 四八五五）

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四 二二 六一五七）

告 示

埼玉県告示第六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年七月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人埼玉福祉起業ネット
- 三 代表者の氏名
波田野 省司
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市錦町六番地四十五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、「起業」という観点から介護福祉業界の活性化及び母子家庭の支援を行うことにより、社会的弱者と呼ばれる方達が、周囲の理解と受容を得られる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人道の空路

三 代表者の氏名

杉山 泉

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市田谷百二十三番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持った人々が地域生活をするために必要と思われる環境を整え、その福祉の向上と自立および自律を促し、かつ、障害に対する社会的理解を促進することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人すずらんの会

三 代表者の氏名

新井 定夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市原郷千九百三十九番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会において支援を必要とする人々に対して、快適な生活の場を提供するとともに、適切な情報提供、支えあえる人間関係作り、交流の場作りに関する事業を行い、全ての人達が生き生きと楽しく生活出来る地域社会作りに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年六月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本カウンセリング文化普及協会
- 三 代表者の氏名
上 野 浩 二
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市中青木三丁目二十一番十四号内田レジデンス一〇三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、日常レベルでの「心の健康問題・ストレス」を考え、学び、協力し合える場を提供する。専門家だけではなく、誰もが必要とする「心の知識・接し方・セルフケア」などのカウンセリング文化を広く一般に普及・啓発することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
医療法人社団二葉会 ららぽーと新三郷内科・小児科	医療法人社団二葉会	三郷市新三郷ららシティ3-1-1ららぽーと新三郷2階2180	平成24年5月1日
オアシス愛生クリニック	伊藤 彰 洋	和光市新倉2-5-49	平成24年6月13日
中田整形外科内科クリニック	中 田 緑	久喜市南栗橋4-14-1南栗橋シティセンタービル2階	平成24年6月1日
医療法人社団康佑会 きざわ整形外科内科	医療法人社団康佑会	戸田市中町1-17-7リベラル 1階	平成24年6月1日
青空クリニック	藤岡 秀 彰	所沢市日吉町9-22いせきビル5階	平成24年6月1日
医療法人社団有仁会 有島整形外科	医療法人社団有仁会	上尾市春日2-24-1	平成24年6月1日
さいとうハートクリニック	齋藤 雅 彦	上尾市春日1-45-6	平成24年7月1日
中町クリニック	医療法人社団典知会	草加市谷塚1-22-18	平成24年7月1日
上福岡駅前アイクリニック	金子 明 博	ふじみ野市上福岡6-4-5メディカルセンター上福岡2階C号	平成24年4月1日
石 本 歯 科	姜 一 遠	狭山市水野453-1ヒルグランデ101	平成24年7月1日
K 歯 科 ク リ ニ ッ ク	宮 澤 禎	深谷市国済寺522-7	平成24年6月1日
さわだファミリー歯科	澤 田 裕 介	北足立郡伊奈町小室9749セントラルマンション102	平成24年7月1日
レガレデンタルクリニック	松 本 一 真	東松山市松山2280-1	平成24年5月1日
蓮田ひまわり歯科	雪下 健 太 郎	蓮田市東4-5-13MEGAドン・キホーテ蓮田店2階	平成24年7月1日
ビッグサン三芳薬局	株式会社サンドラッグファーマシーズ	入間郡三芳町藤久保263-3	平成24年6月1日

はるか薬局	株式会社川越	所沢市西所沢 1 - 2 3 - 3	平成 24 年 7 月 1 日
アップル薬局 三郷店	株式会社アップルケアネット	三郷市上口 1 - 2 - 4	平成 24 年 6 月 1 日
エンドー薬局 東鷲宮店	株式会社遠藤薬局	久喜市桜田 3 - 1 - 4	平成 22 年 6 月 1 日
アイン薬局 アリオ川口店	株式会社アインファーマシーズ	川口市並木元町 1 - 7 9	平成 24 年 6 月 1 日
やまとう薬局 石神店	株式会社ソレイユ	川口市石神 1 6 6 1 - 1 8	平成 24 年 6 月 1 日
パル薬局 恵愛病院前店	株式会社パル・オネスト	富士見市針ヶ谷 1 8 4 - 1	平成 24 年 7 月 1 日
あかり薬局	株式会社萩原薬局	本庄市前原 1 - 2 - 1 7	平成 24 年 7 月 1 日
白岡スマイル薬局	株式会社リバーサル	南埼玉郡白岡町西 1 - 6 - 1	平成 24 年 7 月 1 日
アイ薬局	響薬品有限公司	越谷市袋山 1 4 0 3 - 1	平成 24 年 6 月 1 日
ドラッグセイムス北上尾東口薬局	株式会社富士薬品	上尾市原新町 6 - 4 7	平成 24 年 5 月 1 日
かばさん薬局 草加駅前店	株式会社タウンメディカル	草加市高砂 2 - 6 - 1 4 山口ビル 1 階	平成 24 年 7 月 1 日
チューリップ薬局 吉川店	株式会社セキ薬品	吉川市栄町 8 9 6	平成 24 年 7 月 1 日
株式会社ホームコム 訪問看護ステーションポラリス	株式会社ホームコム	朝霞市本町 1 - 3 4 - 1 ポンビラージュ 1 1 3	平成 24 年 7 月 1 日

二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
佐藤 大輔		みさと駅前接骨院	三郷市三郷 2 - 5 - 1	平成 24 年 4 月 1 日

石黒 秀太	はづき接骨院前川院	川口市前川4-24-13	平成24年5月11日
高橋 俊行	なごみ鍼灸接骨院	所沢市久米1978-1	平成24年6月11日
嶋田 清春	しまだ接骨院	鶴ヶ島市脚折27-4	平成24年6月1日
木下 博史	おうか整骨院	坂戸市千代田3-5-5グランドメゾンヤマナカ103	平成24年6月1日
古川 紀子	坂戸赤レンガ接骨院	坂戸市薬師町16-7	平成24年6月1日
呉 美京	一心堂鍼灸整骨院	所沢市小手指町2-2-1	平成24年7月1日
大塚 健司	けん治療院	坂戸市花影町28-2	平成24年6月1日
保坂 浩之	ういず治療院・大宮	さいたま市北区奈良町39-4	平成24年6月28日
瀬戸 雅一	瀬戸長生療院	草加市氷川町1618-3	平成24年7月4日

告 示

埼玉県告示第六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後
たけのや 歯科クリニック	名称	竹ノ谷 第二 歯科 医院	たけのや 歯科クリニック
耳鼻咽喉科 橋本 医院	名称	耳鼻咽喉科 気管食道科 橋本 医院	耳鼻咽喉科 橋本 医院
医療法人道心会 草加循環器クリニック	名称	医療法人道心会 埼玉東部循環器病院付属草加クリニック	医療法人道心会 草加循環器クリニック

告 示

埼玉県告示第六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	廃止年月日
イトーヨーカドー川口店薬局	川口市並木元町 1 - 7 9	平成 24 年 5 月 31 日
きざわ整形外科内科	戸田市中町 1 - 1 7 - 7	平成 24 年 5 月 31 日
有馬整形外科	上尾市春日 2 - 2 4 - 1	平成 24 年 6 月 1 日
ららぽーと新三郷内科・小児科	三郷市新三郷ららシティ 3 - 1 - 1 ららぽーと新三郷 2 階 2 1 8 0	平成 24 年 4 月 30 日
そめや歯科医院	春日部市一ノ割 1 - 7 - 6	平成 24 年 6 月 30 日
やまとどう薬局石神店	川口市石神 1 6 6 1 - 1 3	平成 24 年 5 月 31 日
上福岡駅前アイクリニック	ふじみ野市上福岡 6 - 4 - 5 メディカルセンター上福岡 2 階 C 号室	平成 24 年 3 月 31 日
内田医院	ふじみ野市亀久保 1 1 1 7	平成 24 年 5 月 16 日
中田整形外科内科クリニック	久喜市中里 4 2 2 - 1	平成 24 年 6 月 1 日

告 示

埼玉県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	休止年月日
常 岡 歯 科	所 沢 市 東 所 沢 和 田 2 - 8 - 5	平 成 24 年 7 月 1 日

二 指定施術者

施術者名	名称	所在地	休止年月日
生 沼 秀 明	お お ざ と は り き ゅ う 整 骨 院	越 谷 市 大 里 4 1 - 6	平 成 24 年 7 月 31 日

告 示

埼玉県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	辞退年月日
北 本 皮 フ 科 医 院	北本市北本1-50ASAMIビル2F	平成24年9月1日

告 示

埼玉県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
中田病院短時間通所リハビリテーション事業所	加 須 市 元 町 6 - 8	医 療 法 人 社 団 弘 人 会	通所リハビリテーション	平成24年6月1日
			介護予防通所リハビリテーション	
秩 父 中 央 病 院	秩 父 市 寺 尾 1 4 0 4	医 療 法 人 全 和 会	介護予防居宅療養管理指導	平成23年9月1日
ぬ く も り	熊 谷 市 石 原 5 1 0	社 会 福 祉 法 人 埼 玉 慈 恵 会	訪問リハビリテーション	平成23年7月1日
			介護予防訪問リハビリテーション	
プラチナ・ケアプランサービス草加	草 加 市 新 栄 町 字 道 上 7 8 8	株 式 会 社 レ イ ク ス ・ ト ウ エ ン テ ィ ワ ン	居 宅 介 護 支 援	平成24年7月1日
プラチナ・訪問介護ステーション草加	草 加 市 新 栄 町 字 道 上 7 8 8	株 式 会 社 レ イ ク ス ・ ト ウ エ ン テ ィ ワ ン	訪 問 介 護	平成24年7月1日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
レ ッ ツ 倶 楽 部 上 尾 原 市	上 尾 市 原 市 3 1 5	株 式 会 社 む さ し の グ ラ ン ド ホ テ ル	通 所 介 護	平成24年7月1日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
小手指ショートステイそよ風	所 沢 市 北 野 1 - 2 - 6 0	株 式 会 社 ユ ニ マ ッ ト そ よ 風	短 期 入 所 生 活 介 護	平成24年7月1日
			介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	
GENKINEXT 上尾向山	上 尾 市 向 山 1 - 1 - 6	株 式 会 社 介 護 N E X T	通 所 介 護	平成24年7月1日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
日ワトレ はると 上尾本町	上 尾 市 本 町 3 - 3 - 3	株 式 会 社 ア ロ ネ ッ ト	通 所 介 護	平成24年7月1日
			介 護 予 防 通 所 介 護	

訪問リハビリテーション 飯能リハビリ館	飯 能 市 下 畑 2 9 6	医 療 法 人 徳 明 会	訪問リハビリテーション	平成24年4月1日
			介護予防訪問リハビリテーション	
きらめいと北越谷 指定居宅介護支援事業所	越谷市花田3-4-16 メゾンバントラン1階	株式会社日本医療事務センター	居 宅 介 護 支 援	平成24年7月1日
デイサービス きらめいと北越谷	越谷市花田3-4-16 メゾンバントラン1階	株式会社日本医療事務センター	通 所 介 護	平成24年7月1日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
笑いデイサービスセンター	羽 生 市 下 新 田 4 1 - 2	特定非営利活動法人ドット com	通 所 介 護	平成24年7月1日
騎西ケアセンターそよ風	加 須 市 騎 西 1 0 6 2	株式会社ユニマットそよ風	居 宅 介 護 支 援	平成24年7月1日
騎西ケアセンターそよ風	加 須 市 騎 西 1 0 6 2	株式会社ユニマットそよ風	通 所 介 護	平成24年7月1日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
訪 問 介 護 わ た や	杉 戸 町 清 地 3 - 8 - 2 2	株 式 会 社 せ い り ん 舎	訪 問 介 護	平成24年7月1日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
在 宅 支 援 セ ン タ ー 悠 友	春日部市一ノ割4-16-2第2ガーデンパレス上沖1-102	合 同 会 社 福 寿 会	居 宅 介 護 支 援	平成24年7月1日
メディスンショップあおぞら薬局	春 日 部 市 藤 塚 6 0 4 - 1	海 老 根 憲 広	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成24年4月1日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
あいがある春日部の家デイサービスセンター	春 日 部 市 増 富 3 5 3 - 7	L i g 株 式 会 社	通 所 介 護	平成24年7月1日
は な わ 訪 問 介 護	神 川 町 原 新 田 1 4 6 - 3	株 式 会 社 は な わ 社 会 福 祉	訪 問 介 護	平成24年7月1日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	

はなわデイサービス	神川町原新田 1 4 6 - 3	株式会社はなわ社会福祉	通所介護	平成24年7月1日
			介護予防通所介護	
はなわ居宅介護支援事業所	神川町原新田 1 4 6 - 3	株式会社はなわ社会福祉	居宅介護支援	平成24年7月1日
居宅介護支援事業所 悠々	坂戸市石井 2 3 3 3 - 1 1	株式会社ケアソリューションズ	居宅介護支援	平成24年7月1日
樹楽 団らんの家 川口	川口市川口 5 - 9 - 1 1	株式会社アスアッシュ	通所介護	平成24年6月1日
			介護予防通所介護	
人間ショートステイそよ風	人間市小谷田 2 - 2 - 1 8	株式会社ユニマットそよ風	短期入所生活介護	平成24年7月1日
			介護予防短期入所生活介護	
デイサービス CORE	久喜市栗原 2 - 1 - 1 0	株式会社C Cube Create	通所介護	平成24年7月1日
			介護予防通所介護	
K 歯科クリニック	深谷市国済寺 5 2 2 - 7	宮 澤 禎	居宅療養管理指導	平成24年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
デイリゾートMOMOYA	深谷市萱場 3 9 4 - 1	有限会社エイミ	通所介護	平成24年6月1日
			介護予防通所介護	
ふじみ野市立大井サービスセンター	ふじみ野市大井中央 2 - 2 - 1	医療法人社団富家会	通所介護	平成24年4月1日
			介護予防通所介護	
オアシス愛生クリニック	和光市新倉 2 - 5 - 4 9	伊藤 彰 洋	居宅療養管理指導	平成24年6月13日

希望の里デイサービスセンター	羽生市下手子林 2 4 1 0	社会福祉法人翼会	通所介護	平成24年7月2日
			介護予防通所介護	
訪問看護ステーション あい	入間市上小谷田 1 - 1 - 2	医療法人社団医鳳会	訪問看護	平成24年7月1日
			介護予防訪問看護	
居宅介護支援事業所 みゅう 志木	志木市上宗岡 1 - 1 7 - 6 6	合同会社みゅう	居宅介護支援	平成24年7月1日
さくら・介護ステーションところざわ	所沢市山口 1 1 2 9 - 1テルミハイム 1 0 1	株式会社 N-style group	訪問介護	平成24年6月1日
			介護予防訪問介護	
デイケアホーム ケア・リンク	所沢市中富南 3 - 1 6 - 1	メディカル・ケア・リンク株式会社	認知症対応型通所介護	平成24年7月1日
			介護予防認知症対応型通所介護	
サンフラワーリハビリデイサービス	所沢市喜多町 8 - 6 森脇ビル 1 - A	株式会社ひまわり	通所介護	平成24年5月1日
			介護予防通所介護	
ポプラ薬局	蓮田市本町 2 - 1 3	有限会社ティージェイケイ	居宅療養管理指導	平成24年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
居宅介護サービス 恵	入間市鍵山 1 - 1 3 - 1ベルハイツ入間 2 0 5	合同会社 恵	居宅介護支援	平成24年7月1日
アポック日高センター前薬局2号店	日高市山根 1 3 8 5 - 1	株式会社日本アポック	居宅療養管理指導	平成24年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
家族の家ひまわり狭山	狭山市富士見 1 - 3 0 - 9	株式会社三英堂商事	特定施設入居者生活介護	平成24年6月1日

			介護予防特定施設入居者生活介護	
三芳グループホームそよ風	三芳町上富 1 5 4 6 - 9	株式会社ユニマツトそよ風	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成24年7月1日
デイサービス しらゆり	小川町下横田 6 1 4 - 2	有限会社ケアサービスひまわり	通所介護 介護予防通所介護	平成24年8月1日
むつみ薬局	狭山市水野 3 6 - 2	優和調剤株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成24年5月1日
大井グループホームそよ風	ふじみ野市大井 1 - 6 - 1 4	株式会社ユニマツトそよ風	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成24年7月1日
上福岡グループホームそよ風	ふじみ野市上ノ原 1 - 5 - 8	株式会社ユニマツトそよ風	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成24年7月1日
坂戸東グループホームそよ風	坂戸市中小坂 7 8 1 - 4	株式会社ユニマツトそよ風	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成24年7月1日
坂戸西グループホームそよ風	坂戸市戸口 5 5 9 - 2	株式会社ユニマツトそよ風	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成24年7月1日
東松山グループホームそよ風	東松山市東平 2 1 6 4 - 3	株式会社ユニマツトそよ風	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成24年7月1日

訪問看護ステーション ポラリス	朝霞市本町1-34-1 ポンビラージュ113	株式会社ホームコム	訪問看護	平成24年7月1日
			介護予防訪問看護	
介護予防フィットネス あゆみ 鴻巣店	鴻巣市神明1-5-13	有限会社磯部クオリティサービス	通所介護	平成24年7月1日
			介護予防通所介護	

告 示

埼玉県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
株式会社福祉の街 北埼玉サポートセンター	名 称	ケアセンターふくしのまち深谷	株式会社福祉の街 北埼玉サポ-トセンター	特定介護予防福祉用具販売
				特定福祉用具販売
				介護予防福祉用具貸与
				福祉用具貸与
にこにこ訪問看護ステーション	所在地	所沢市東狭山ヶ丘1-37-5 パレスフレンドリー103	所沢市東狭山ヶ丘1-8-13 グランドール・ユ-1階	介護予防訪問看護
				訪 問 看 護
豊里介護サービス	名 称	有限会社豊里介護サービス	豊里介護サービス	居宅介護支援
				介護予防訪問介護
				訪 問 介 護
メリッサ居宅介護支援事業所	所在地	入間市南峯337-1	入間市寺竹799	居宅介護支援
メリッサヘルパーステーション	所在地	入間市南峯337-1	入間市寺竹799	介護予防訪問介護
				訪 問 介 護
メリッサ訪問看護ステーション	所在地	入間市南峯337-1	入間市寺竹799	介護予防訪問看護
				訪 問 看 護

告 示

埼玉県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
セイジョーライフケア所沢	所沢市東所沢 1 - 1 4 - 7	訪 問 介 護	平成 24 年 3 月 31 日
		居 宅 介 護 支 援	
		介 護 予 防 訪 問 介 護	
入間ショートステイそよ風	入間市小谷田 2 - 2 - 1 8	短 期 入 所 生 活 介 護	平成 24 年 6 月 30 日
三芳グループホームそよ風	入間郡三芳町上富 1 5 4 6 - 9	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	平成 24 年 6 月 30 日
		介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	
所沢グループホームそよ風	所沢市小手指南 5 - 1 6 - 3	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	平成 24 年 6 月 30 日
		介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	
大井グループホームそよ風	ふじみ野市大井 1 - 6 - 1 4	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	平成 24 年 6 月 30 日
		介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	
上福岡グループホームそよ風	ふじみ野市上ノ原 1 - 5 - 8	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	平成 24 年 6 月 30 日
		介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	
東松山グループホームそよ風	東松山市東平 2 1 6 4 - 3	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	平成 24 年 6 月 30 日
		介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	
坂戸西グループホームそよ風	坂戸市戸口 5 5 9 - 2	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	平成 24 年 6 月 30 日
		介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	
坂戸東グループホームそよ風	坂戸市中小坂 7 8 1 - 4	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	平成 24 年 6 月 30 日
		介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	

告示

埼玉県告示第七十三号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十四年 十月十四日（日）	埼玉県草加市学園町一丁目一番地 獨協大学

二 試験区分

イ 一般毒物劇物取扱者試験

ロ 農業用品目毒物劇物取扱者試験

ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

イ 毒物及び劇物に関する法規

ロ 基礎化学

ハ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

ニ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

四 受験手続

イ 提出書類

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第七十四号）第九条の受験願書及び書類

ロ 試験手数料

一万千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受付期間

平成二十四年九月三日（月）から五日（水）まで

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時
まで

郵送の場合は、平成二十四年九月五日（水）までの消印のあるものに限る。

二 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課研修・国際協力・免許担当

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十四年十二月四日（火）及び五日（水）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十四年十二月四日（火）午前十時から平成二十五年一月三日（木）午

後五時まで

告示

埼玉県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十四年四月十八日解散認可した清算法人中条星宮土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
中山 福壽	埼玉県熊谷市上中条九百七十四番地一
小林 一夫	同 今井千二百四十一番地
中村 一郎	同 上中条二千百六十番地
吉田 重夫	同 四方寺五十六番地
内田 靖次	同 下川上五百二十三番地
吉岡 聡司	同 四百七十六番地
江守 昇	同 大塚二百九十二番地一
大崎 勝眞	同 上中条四百十九番地
横山 達一	同 七百四十四番地一
稲村 日出男	同 八百七十一番地一
柿沼 憲治	同 千一番地
堀口 照平	同 千二百九十五番地
吉野 実	同 千四百十五番地
小林 映雄	同 千六百四十五番地一
石原 喜平	同 二千四百七十七番地
大野 進一	同 今井百四十四番地
岡田 稔	同 九百四十七番地
石川 友次	同 上川上五百八十六番地三
関口 義夫	同 行田市大字南河原千五百十八番地
磯川 邦夫	同 同 千三十九番地

告 示

埼玉県告示第七十五号

新座市から新座都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十六号

新座市から新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第七十七号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第十九条の規定により、草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成二十四年十一月四日と定めた。

なお、同令第二十条の規定により作成する選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 縦覧期間

平成二十四年九月四日から同月十七日まで

二 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

三 縦覧場所

埼玉県八潮新都市建設事務所

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉田 学

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
寄居町大字桜沢字南二九七四番一 先から同町大字桜沢字内手三六二五 番一地先まで		区 間
一五・〇三丁 二五・九六	一五・〇三丁 二五・九六	敷地の幅員 (メートル)
一四六・八一		延長 (メートル)
道路法第二十四条による承認 工事		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉 田 学

二百五十四号	路線名
寄居町大字桜沢字南二九七四番一地先 から同町大字桜沢字内手三六二五番二 地先まで	供用開始の区間
平成二十四年七月三十一日	供用開始の期日
延長一四六・八メートル	備考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 野田岩槻線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
先まで	春日部市大畑字前三六二番地先 から同市大畑字前三六〇番五地	区 間
一〇・二七 一〇・八〇	九・四三 一〇・二二	敷地の幅員 (メートル)
	三七・八〇	延長 (メートル)
		備考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

野田岩槻線	路線名
春日部市大畑字前三六二番地先から同市大畑字前三六〇番五地先まで	供用開始の区間
平成二十四年七月三十一日	供用開始の期日
平成二十四年七月三十一日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号における道路区域の供用開始である。延長二七・八〇メートル	備考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 松伏春日部関宿線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
八四番地先まで	春日部市上柳字堀之内東三番二地先から同市上柳字堀之内東一	区 間
一〇・〇一 一四・〇二	八・一六 一一・〇七	敷地の幅員 (メートル)
	二七二・四〇	延長 (メートル)
		備考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

<p>松伏春日部関宿線</p>	<p>路線名</p>
<p>春日部市上柳字堀之内東三番一地先から 同市上柳字堀之内東一八四番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年七月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年七月三十一日付 け埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第十九号における道路 区域の供用開始である。延長 二七二・四〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 西金野井春日部線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
地先	春日部市下柳字森田五七六番二	区 間
一一・〇〇 一一・七〇	九・〇〇 九・七〇	敷地の幅員 (メートル)
一一・五八		延長 (メートル)
社会資本整備総合交付金(改築)整備工事		備考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

西金野井春日部線	路線名
春日部市下柳字森田五七六番一地先	供用開始の区間
平成二十四年七月三十一日	供用開始の期日
長一・五八メートル 路区域の供用開始である。延 け埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第二十三号における道 平成二十四年七月三十一日付	備考

告 示

埼玉県病院事業告示第二十五号

平成二十四年埼玉県病院事業告示第十七号（埼玉県立小児医療センター医療情報システム更新業務一式に関する入札公告）は、取り消す。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

告 示

埼玉県選管告示第三十九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十四年八月三日 午後四時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

- ア 志木市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
- イ その他

告 示

埼玉県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 北 堀 篤

埼玉県監査委員 荒 川 岩 雄

第1 監査の請求

1 請求人

さいたま市 川 島 浩

さいたま市 吉 田 一 郎

2 請求書の受付

平成24年6月5日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

埼玉県知事は、特定非営利活動法人ほっとポット（以下、ほっとポット）に対して平成23年度ホームレス自立支援団体活動費として平成23年8月30日付けで補助金200,000円の交付を決定した。（第1号証）

埼玉県知事は、ほっとポットに対して平成23年度ホームレス自立支援団体活動費として平成24年3月26日付けで補助金200,000円の確定をした。

（第2号証）

当該補助金の交付の決定及び確定は、以下の理由によって不当であり、埼玉県に200,000円の損害が生じている。

ほっとポットが提出した「平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書」（第3号証）を認めたことは、以下の各理由によって不当である。

(2) 請求の理由

ア 食事会の消耗品と称して計上している食材費

「ホームレス自立支援団体活動費補助金交付要綱」（第6号証）（別表）「ホームレス自立支援団体活動費補助金対象経費算定の基準」の食糧費に次のように定められている。

【定義】会議、行事等の際の飲食の費用をいう。

外部との打ち合わせ会議等に係るもので、茶菓を限度とする。

*1 外部参加の有無を問わず、懇親会・親睦会などの食糧費は認めない。

食事会の消耗品と称して計上している食材費（茶菓を含む）は、事実上の食料費であり不当である。よって消耗品と称して計上している食材費94,755円は、不当な支出である。（第4号証）

事業経費 310,212 - 94,755 = 215,457となる。

補助基準額は、事業経費×2/3（千円未満切捨）であり、

$215,457 \times 2/3 = 143,638$ 千円未満切捨し、143,000円となる。

補助基準額は、143,000円である。

確定額200,000円 - 補助基準額143,000円 = 57,000円となる。

従って、57,000円の返還額が発生する。

イ 人件費について

23年度ほっとサロン職員給与証明書(第5号証)によれば、11回の食事会の人件費として211,200円の事業経費を計上している。

1回の食事会の人件費として、3人×時給800円×8時間として計上しているが、「ほっとサロン ボランティア スタッフ大募集」(第7号証)によれば、時間帯：10時から15時頃とあり5時間である。また平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書(第3号証)2 事業の成果によれば「ボランティアも平均4～5人程度参加がある。」としている。食事会の参加人数は30～39人である。調理中の写真によると10名前後で調理している。8時間の勤務時間が、事実かどうか疑わしい。さらに、交通費の請求が計上されていない。

ウ 物資提供について

そもそも当該補助事業は、「ホームレス自立支援団体活動費補助金交付要綱」第3条ただし書きに反しており交付の決定が、不当である。第3条ただし書きには、「物資の提供を主目的とする事業、無料低額宿泊事業(社会福祉法第2条第3項第8号)の運営及びそれに付随する事業は対象としない。」とあり当該補助事業は、食事会の経費であり事実上の物資提供である。

よって、当該補助事業への補助金200,000円の支出は不当である。

エ 平成22年度ホームレス自立支援団体活動費補助金に関する疑義

すでに監査請求の期間は過ぎたが、特定非営利活動法人ほっとポットの補助金実績報告書(第8号証)について疑義があり付記する。

- ・交付決定以前(平成22年8月11日付け)の支出が計上されている。
- ・食事会の消耗品と称して計上している食材費(茶菓を含む)は、事実上の食料費であり不当である。
- ・人件費 2人×8,500円×11回 187,000円とあるが、8500円の根拠が不明である。1時間当たり800円ならば、10.625時間という不思議な勤務時間である。
- ・そもそも当該補助事業は、「ホームレス自立支援団体活動費補助金交付要綱」第3条ただし書きに反しており交付の決定が、不当である。第3条ただし書きには、「物資の提供を主目的とする事業、無料低額宿泊事業(社会福祉法第2条第3項第8号)の運営及びそれに付随する事業は対象としない。」とあり当該補助事業は、食事会の経費であり事実上の物資提供である。よって、当該補助事業への補助金の支出は不当である。

(3) 求める措置

監査委員は埼玉県知事に、社会福祉課 医療保護・ホームレス対策担当を通じてほっとポットに対して、交付された補助金200,000円を返還するよう勧告して下さい。

ほっとポットから補助金の返還がおこなわれなかった場合は、埼玉県知事ないし社会福祉課 医療保護・ホームレス対策担当職員が弁償するよう勧告して下さい。

その他必要と思われる措置。

右地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

第2 請求の要件審査

請求人は公金支出の不当性を主張しており、本件請求は地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求において請求人から摘示のあった事項を中心に、平成23年度において特定非営利活動法人ほっとポットに対して交付された、ホームレス自立支援団体活動費補助金の支出について監査の対象とした。

ただし、本件請求にある「人件費について」のうち「さらに、交通費の請求が計上されていない。」については、県の支出が伴っていないことから住民監査請求の対象とならない。

また、「平成22年度ホームレス自立支援活動費補助金に関する疑義」については、法第242条第2項に抵触するので監査対象から除外した。

2 監査対象機関

福祉部社会福祉課

3 陳述の実施

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成24年7月3日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人2名から陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき社会福祉課職員が立ち会った。

また、同日、社会福祉課職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 請求人の陳述の要旨

県からほっとポットというNPO団体に出ているホームレス自立支援団体活動費補助金が継続して毎年20万円出ている。

これは明らかに要綱に違反しているずさんなものである。単純に飲食費は認めないと要綱で決まっているのにもかかわらず、食事会を開いてその食材を提供している。要綱でも親睦会とかそういうものでも茶菓を限度とすると定められているが、食事のための材料がいろいろ提供されているので明らかに違反している。

人件費について、ほっとポットのホームページでは食事会のボランティアスタッフ募集ということで10時から15時までと呼び掛けているのにもかかわらず、毎回、毎回8時間分の人件費を補助金の請求に計上している。これは審査もきちんとしていないのではないかと思う。

ほっとポットという団体自体にも非常に問題がある。この団体はホームレス、生活困窮者の方を支援する活動している。その掲げている理念は私は重要で大切なものだと思うが、県内各地、東京の方にも出かけて行って、ホームレスに生活保護の申請を促す。そして窓口で生活保護の申請をし、その際に生活保護の申請同行支援ということで42,000円の料金を取っている。

ほっとポットのホームページをみると申請、請求不服申し立て等もやると書いてある。これは行政事務を超えて法律事務に関わることではないか。要するに非弁行為に当たるのではないか。非常に法律的に問題のある事業である。

そして生活保護が下りた場合、ほっとポットが運営しているグループホーム又はシェアハウスへ元ホームレスを住まわせている。家賃は47000円、さらに毎月1万円づつ共益費を取る。合計57,000円。一軒家に5人一緒に住まわせている。計算すると285,000円一軒に対し収入がある。

この一軒家を8万円から9万円で借りている。要するに、グループホームやシェアハウス一軒につき20万円の粗利を得ている。こういったものを一時は20軒、今は15軒運営している。そして莫大な利益をあげている。これは典型的な貧困ビジネスというものではないか。

新しい公共のあり方、今後、NPOと協働していこう、行政だけでは今の複雑になってきた社会福祉や行政サービスに対応しきれない。NPOと協働していこうという考え方が今、特に民主党政権になって強まっていると思う。

私が懸念するのは、行政であれば責任を持ってやるし、何か問題があれば監査請求とか議会で責任を追及されたりするが、NPO等になると見えなくなってしまう。

そういった意味で県の方にも行政の方にもしっかり補助金、特にお金の問題に関しては血税を使うわけなので、しっかりとチェックしていただきたい。

補助対象の中に消耗品として計上している経費があるが、事務用品の消耗品というのならわかるけれども、中身をよく見てみると食材費で食べ物の消耗品でありこれはおかしい。実態は食料費ではないか。

補助金交付要綱の算定の基準には「外部参加の有無を問わず、懇親会・親睦会などの食糧費は認めない。」と明らかに書いてある。また、参加者はほっとポットが運営するグループホームやシェアハウスの人々で、そういう人たちの内部の集まりであるので親睦会としてのニュアンスが非常に強いと思う。内輪で飲み食いする分に対する支出ではないかと疑問に思う。

(2) 執行機関の陳述の要旨

ホームレス自立支援団体活動費補助事業は、ホームレスの人たちの自立支援活動を行う特定非営利活動法人、すなわちNPOに対し、1団体20万円を上限に活動費を補助するものである。

これまで食事会による交流事業のほかにも、農作業を通してホームレスの自立を支援するモデル農園づくり事業やホームレスに対する入浴等の社会生活支援サービスの提供事業なども対象としている。

これらの事業により、ホームレスの生活状況の改善、自立意欲の向上、精神疾患など対人関係が厳しい状態となったホームレスの社会参加、人との付き合いの促進等が図られている。

ほっとポットの事業について申し上げる。

まず、食材費については、この事業はホームレスから脱却した人、脱却しようとしている人の自立を支援するために、月に1回集まって参加者と一緒に料理教室として、食事をしながら相談に乗ったり、集まった人達の交流を図って社会性を身につけてもらうものである。ホームレスには社会性が伴っていない人が多く、ゴミ出しの日が守れなかったり、近所の人とトラブルになったり等のケースがあり、それに対応する一つのツールとして食事会を行うもので、単に集まった人に食事を提供するだけの事業ではない。そのため、食材費は事業のための材料費であり、行事の際の飲食の費用ではない。

県の出納の審査事務の手引きでも「実習・料理講習等の材料品は消耗品費に当たる」

と記載されている。食材費は消耗品費と判断しうるものであり、適切な支出であり、従って確定額が変動することはなく、返還額も発生しない。

次に、人件費については、請求人が主張する「ほっとサロンボランティアスタッフ大募集」で募集したスタッフはすべてボランティアで無給であるので、当該人件費の対象ではない。

人件費の対象となっている3人はいずれもほっとポットが雇用しており、当日は本事業の専従で、準備とかたづけ及び食事後の参加者の悩み相談を含めて9時から実労働時間8時間の勤務をしている。

次に、物資提供については、本事業は、ホームレスから脱却した人、脱却しようとする人の自立を支援するために、月に一度集まって参加者と一緒に料理を作ったり、食事をしながら相談する交流事業であり、単なる宴会とか物資提供を主目的とする事業とは違う。また、宗教団体等が行う炊き出しとは明らかに違う。したがって、補助対象事業であり、適正な支出である。

事業の効果については、本事業には毎回30人以上の参加者があり、交流の場として定着しており、地域でのコミュニケーション等の自立に必要な生活や人と人とルールとか話し方のトレーニングする場として役立っている。

4 監査の実施

社会福祉課から関係書類の提出を受け調査を行うとともに、事実関係などを確認するため平成24年7月3日に監査を実施した。

(1) 監査の視点

本件請求の監査に当たっては、まず、平成23年度において実施された、ほっとポットに対する補助の経緯について確認する。

その上で、監査対象事項について「ホームレス自立支援団体活動費補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)及び(別表)「ホームレス自立支援団体活動費補助金対象経費算定の基準」(以下、「算定の基準」という。)に適合するか否かを確認する。

(2) 事実関係の確認

ア 平成23年度ほっとポットに対する補助の経緯

平成23年度において、ほっとポットからほっとサロン事業(以下、「本事業」という。)の実施について平成23年8月12日付でホームレス自立支援団体活動費補助金の交付申請があり、同年8月30日に平成23年度交付決定通知書が出されている。

その後、平成24年3月19日に平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書(以下、「実績報告書」という。)が提出され、同年3月26日に補助金の額200,000円の確定が行われている。

イ 食材費について

本件請求における食材費は、実績報告書の4「事業の収支明細」において消耗品として計上されている。

県は、実績報告書に添付された領収書により、これらの食材はほっとポットがホームレスの自立支援活動として実施する食事会において、実習、訓練として行われている調理の材料として認めている。

なお、消耗品費は「算定の基準」に定めはないが、県は欄外の「その他、事業の実施に必要な経費として具体的に明示されるものについては、必要性を判断のう

え、実費を上限として算定する。」に該当するとして認めている。

ウ 人件費について

県は以下のとおり確認して補助対象とした。

「ほっとサロンボランティアスタッフ大募集」で募集した5時間勤務のスタッフはすべてボランティアであり、無給であるので当該人件費の対象ではないこと、また、本事業においてアルバイト等は雇っていない。

従って、人件費の対象となっている3人はいずれもほっとポットが雇用している職員であり、当日は本事業の専従で、準備と片付け及び食事後の参加者の悩み相談を含め、9時から実働時間8時間の勤務をしている。

なお、ほっとポットが雇用する職員であるならば、「算定の基準」の人件費にある「*団体の通常の運営に関する人件費は、認めない。」に抵触するか否かの疑義が生じる。

この点について県から、ここでいう「団体の通常の運営に関する人件費」とは団体の総務や経理など管理部門の人件費を想定しており、事業の実施に係る人件費は補助対象としている。ほっとポットには正規職員が5人いて、うち3人が本事業に携わったことを確認しているとの説明があった。

エ 物資提供について

県は、本事業はホームレスから脱却した人、脱却しようとする人の自立を支援するために、月に1度集まって参加者と一緒に料理を作ったり、食事をしながら相談する交流事業であり、単に集まった人に食事を提供するだけの事業ではない。従って、「交付要綱」第3条にある「物資提供を主目的とする事業」には該当しないと判断して補助対象とした。

ところで、請求人から提出された第7号証によると、この食事は「地域での孤立化防止、人との交流や仲間作りを目的とした活動」となっている。

また、食事は毎月一回10時から15時まで開催されているが、そのうち会食は概ね12時から13時までであり、その他は食事の準備、調理や後片付け等の実習・訓練や訓練を通じた交流、また、相談の時間に充てられていることを確認している。

第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

1 監査対象事項に対する判断

- (1) 県は、食材費を消耗品として「算定の基準」欄外の規定の対象としているが、その判断に明確な裁量権の逸脱があるとは認められない。
- (2) 人件費について、実績報告書にある者はボランティアではなく、ほっとポットの職員である。
- (3) 第7号証による食事会の目的、また、食事会のタイムスケジュール等から、この事業の内容は会食を含む訓練、交流、相談であり、これを「物資提供を主目的とする事業」と明確に断定することはできない。

従って、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

2 意見

本件請求に対する判断は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

監査の過程において、「交付要綱」の運用に裁量の余地が大きく、県民から見て分かりにくい点が見受けられた。

下記の点について「交付要綱」の見直しを行った上で、平成24年度のホームレス自立支援団体活動費補助金の執行に当たること。

記

- (1) 食事会の食材費など事業実施に必要と認められる経費については、可能な限り「算定の基準」の「経費の種類」に定め、欄外の適用は最小限にとどめること。
- (2) 「算定の基準」の人件費について、「団体の通常の運営」の対象が明確になるよう改善すること。
- (3) 「交付要綱」第3条ただし書き中の「物資提供を主目的とする事業」の内容があいまいなので明確になるよう改善すること。

ホームレス自立支援団体活動費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第 1 条 ホームレスの自立を支援するため、特定非営利活動法人が行う、ホームレス自立支援事業（以下「支援事業」という。）に要する活動経費に対し、県は予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

- 第 2 条 県内に事務所を有し、県内で活動している特定非営利活動法人とする。

(補助対象事業)

- 第 3 条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。ただし、物資提供を主目的とする事業、無料低額宿泊事業（社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号）の運営及びそれに付随する事業は対象としない。
- (1) ホームレスの自立に有効と認められる事業
 - (2) 県民のホームレスに関する理解を促進する事業
 - (3) ホームレスを支援する活動を助長する事業
 - (4) 上記以外に、特に知事が必要と認める事業

(補助対象経費)

- 第 4 条 補助の対象となる経費は、前条に規定する事業に要する経費とし、別表に定める基準に基づいて算定するものとする。ただし、国庫補助金、他の県補助金等、この補助金以外の公的補助金の対象となる経費、不動産の購入又は賃借に要する経費を除く。

(補助額等)

- 第 5 条 前条の経費に対する補助額は、補助対象経費の 3 分の 2（千円未満切り捨て）とし、1 団体 20 万円以内とする。

(申請書の様式等)

- 第 6 条 規則第 4 条第 1 項の申請書の様式は、様式第 1 号のとおりとし、その提出期限は、知事が別に定める。

(記載事項)

- 第 7 条 規則第 4 条第 1 項第 5 号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 規則第 4 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項
 - (2) 事業実施により予定している収入の有無及びその内容
- 2 規則第 4 条第 2 項第 5 号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 補助金を申請する会計年度の団体の収支予算書、事業計画書
 - (2) 団体の定款
- 3 規則第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第 8 条 規則第 7 条の交付決定通知書の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

(補助事業の内容の変更等に係る様式)

第 9 条 補助事業者は、規則第 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づいて知事の承認を受けようとするときは、様式第 3 号の変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第 10 条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第 11 条 規則第 13 条の報告書の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

(添付書類)

第 12 条 規則第 13 条の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施期間の属する会計年度の収支決算書、事業報告書
- (2) 事業の成果物、写真、その他事業に関する資料

2 補助対象事業を実施する団体の会計年度の途中である等止むを得ない理由により、前項第 1 項に規定する収支決算書を提出できない場合には、その理由及び提出予定年月日を記載した書類を添付しなければならない。

(補助対象事業の実施期間)

第 13 条 補助対象事業の実施期間は、毎会計年度の 2 月末日までとする。

(報告書の提出時期等)

第 14 条 規則第 13 条の報告書の提出時期は、補助事業の完了(補助事業の中止又は廃止の場合を含む。) 後 15 日以内とする。

(補助金の額の確定通知)

第 15 条 規則第 14 条の補助金の額の確定通知は、様式第 5 号により行うものとする。

(財産処分制限の緩和期間)

第 16 条 規則第 19 条ただし書きに規定する知事が定める期間は事業完了(当該財産取得) 後 5 年間とする。

(処分制限財産の指定)

第 17 条 規則第 19 条第 2 号に規定する知事が定めるものは、備品とする。

(書類の整備等)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(要領への委任)

第 19 条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 30 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 11 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 6 月 29 日から施行する。

(別表) ホームレス自立支援団体活動費補助金対象経費算定の基準

経費の種類	定義及び算定の基準
旅費交通費	<p>【定義】旅行に要する、交通費等及び宿泊費とする。</p> <p>交通費等</p> <p>ア 交通機関利用 実費を上限 (電車、バス、タクシー等)</p> <p>イ 自家用車等利用 走行距離 1 km × 15 円で算出した額を上限</p> <p>ウ 有料道路代、駐車場代 実費を上限 宿泊費 実費を上限 (1万円を限度)</p> <p>* 1 県外出張及び宿泊を伴う出張は、必要最低限に限り認める。 * 2 日当、雑費等などの諸経費は旅費とは認めない。</p>
講師謝礼	<p>【定義】講演会、講習会等における講師への謝礼金をいう。</p> <p>以下の金額を1時間当たりの上限とする</p> <p>大学・研究機関の職員等 10,000円 民間人等 20,000円 内部職員等(代表者除く) 8,000円</p> <p>* 1 事業を実施する団体の代表者及び県職員への謝礼は、認めない。 * 2 車代などの名目で支払う実費を超える交通費等の支払いは、講師謝礼とみなす。</p>
人件費	<p>【定義】団体の職員・アルバイトなどに支払われる給与等をいう。 アルバイトは、時給800円を上限とする。</p> <p>* 団体の通常の運営に関する人件費は、認めない。</p>
食糧費	<p>【定義】会議、行事等の実施の際の飲食の費用をいう。</p> <p>外部との打ち合わせ会議等に係るもので、茶菓を限度とする。</p> <p>* 1 外部参加の有無を問わず、懇親会・親睦会などの食糧費は認めない。 * 2 参加者から茶菓代、弁当代など実費徴収する場合は、その収入は補助事業実施による収入には含めない。参加料などに実費徴収が含まれる場合は、参加料の内訳を明らかにすること。</p>

経費の種類	定義及び算定の基準
印刷製本費	<p>【定義】外注する印刷物の作成費用をいう。 2人以上から見積書を徴し、安価な額を算定する。</p> <p>* 印刷物を作成費用の実費を超える価格で販売する場合には、印刷製本費を補助対象外経費とする。(負担金的な要素を含む資料代を除く)</p>
備品購入費	<p>【定義】比較的長期間の使用に耐えうる物品で、購入額2万円以上のものをいう。 定価ではなく、実際の購入額で算定する。</p> <p>* 備品について事業に対する必要性がない場合には、補助対象外経費とする。</p>
雑費	<p>【定義】事業実施に必要となる種々の細かな経費をいう。 補助対象経費の5%を上限とする。</p> <p>* 雑費は、その性質上経費の積算をすることが困難な費用であるので、交付申請の際、積算根拠は不要とする。</p>

その他、事業実施に必要な経費として具体的に明示されるものについては、必要性を判断のうえ、実費を上限として算定する。

埼玉県職員措置請求書

本文第1の3「請求の内容」のとおり。

事実証明書（内容略）

- 1 平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金交付決定通知書
平成23年8月30日付
- 2 平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金確定通知書
平成24年3月26日付
回議・合議書平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金の確定について
回議・合議書ホームレス自立支援団体活動費補助金の交付決定について
- 3 平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書の一部
- 4 平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書に添付された領収書
- 5 平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書に添付された人件費の部分
- 6 「ホームレス自立支援団体活動費補助金交付要綱」
- 7 「ほっとサロン ボランティア スタッフ大募集」及び「ほっとサロンゆうのご案内」のチラシ
- 8 平成22年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書ほっとポット

以下の資料は、陳述時に提出があった。

- 1 平成24年6月28日の産経新聞の記事

以上